

京都市建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行細則の一部を改正する規則を  
公布する。

令和6年2月22日

京都市長 門川大作

京都市規則第74号

京都市建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行細則の一部を改正す  
る規則

京都市建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行細則の一部を次のように改  
正する。

第1号様式中「第5条」を「第4条」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 従前の様式による用紙は、市長が認めるものに限り、当分の間、これを使用すること  
ができる。

(都市計画局建築指導部建築安全推進課)